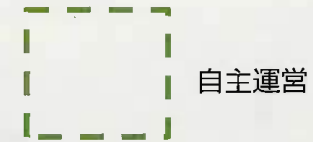
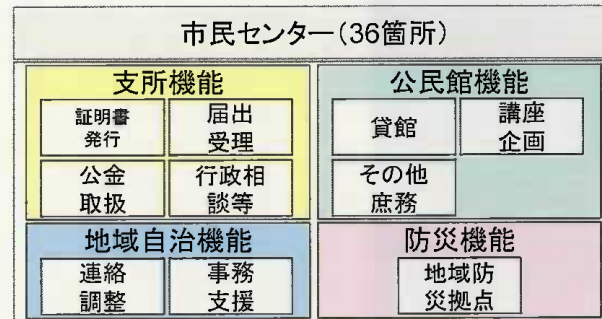


市民センター機能等の在り方について

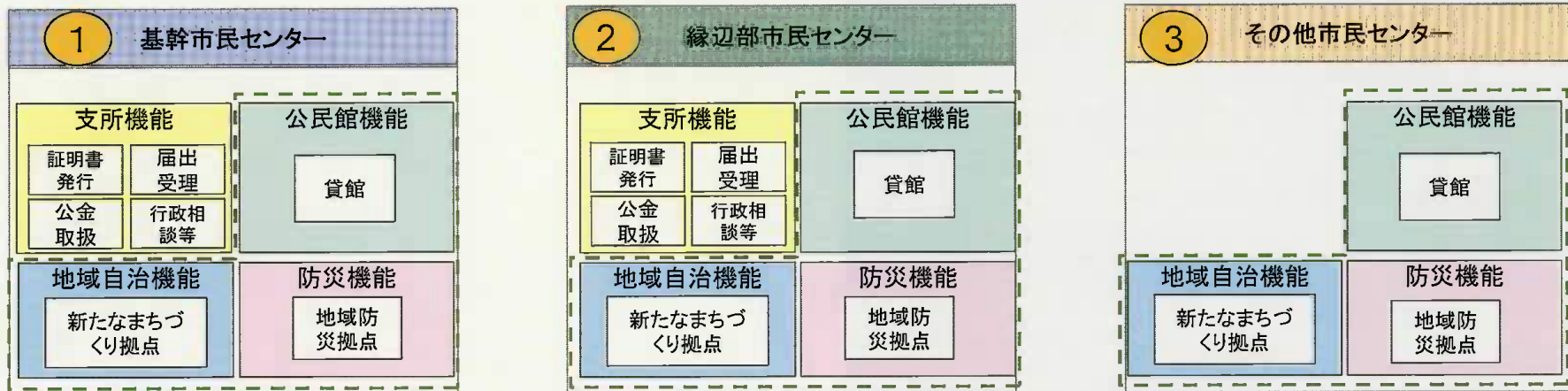
平成29年3月24日 大津市自治連合会3月定例会

市民センター再編イメージ

【現状】

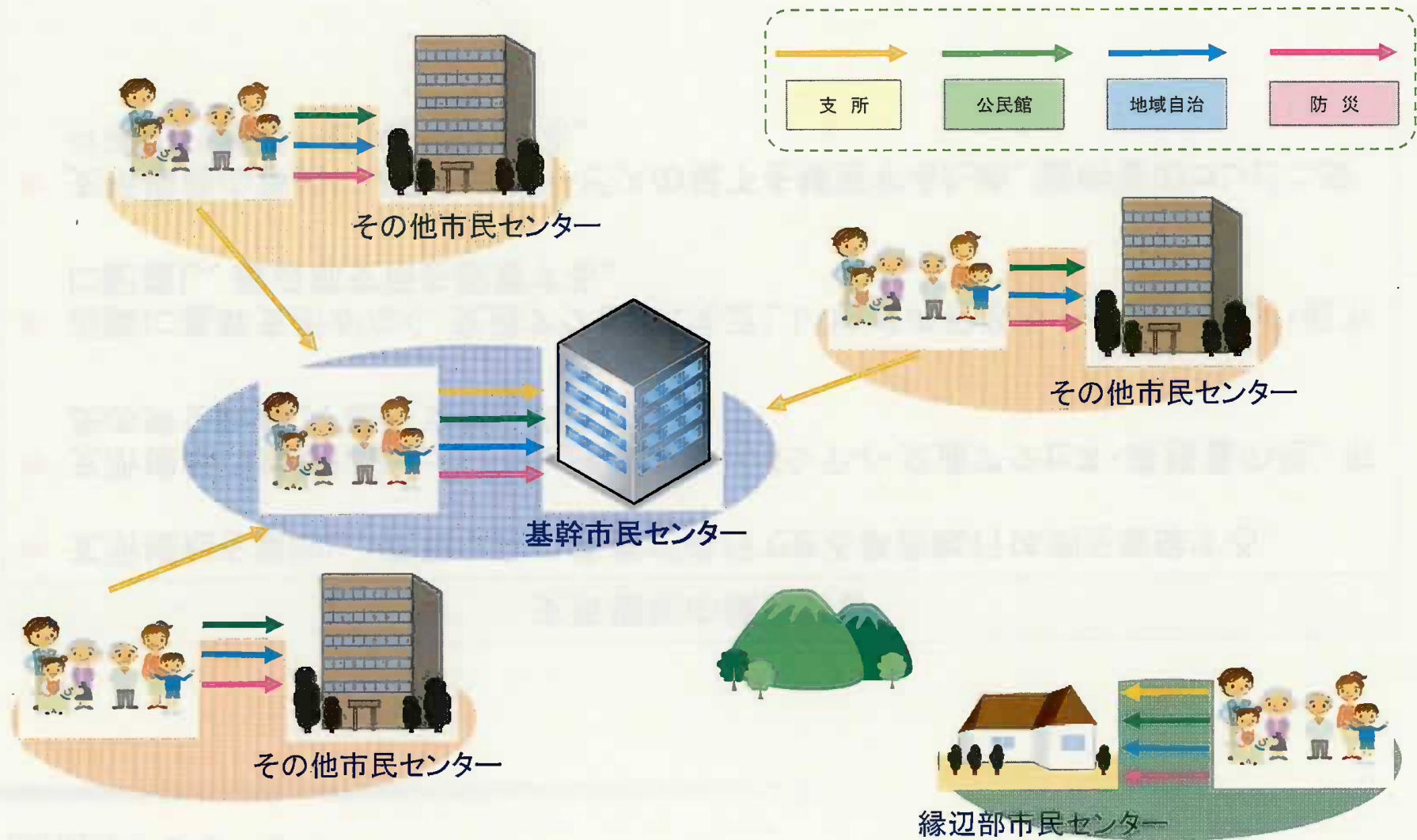


【将来イメージ】



基幹市民センターとは・・・一定の地理的生活圏内において、施設のキャパシティや交通アクセス、業務量などを基に支所機能を拠点集約化したもの
 縁辺部市民センターとは・・・遠隔地等の地理的要因により、基幹市民センターまでの交通アクセスが乏しい地域に設置するもの
 その他市民センターとは・・・上記以外の支所機能が無いもの

市民センター再編イメージ

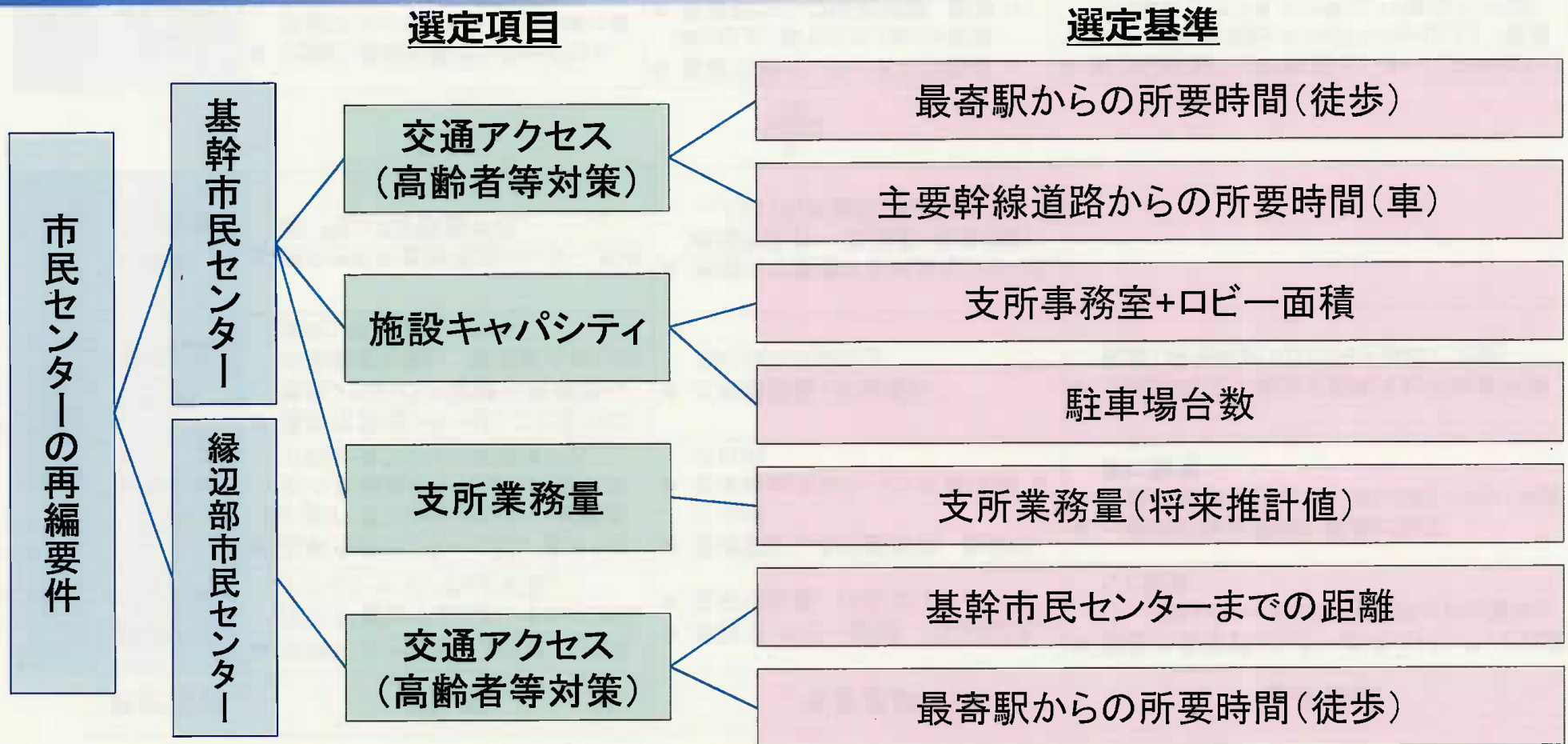


支所機能について

支所機能の検討方針

- 支所機能を集約し、正確な窓口業務が遂行できる事務執行体制を確保する。
- 支所機能の集約にあたっては、施設のキャパシティ・交通アクセス・業務量その他、市民の声を勘案し、基幹支所を設置する。
- 近隣に基幹支所がなく、交通アクセスにも乏しい地域の行政サービスの著しい低下に配慮し、縁辺部支所を設置する。
- 支所機能の集約による行政サービスの低下を補完するため、証明書のコンビニ交付等の代替サービスを検討する。

支所機能について



上記に加え、地理的な重複等の地域バランスを考慮

総合計画をはじめ、都市計画、防災、教育、福祉など、様々な行政サービスに応じた圏域を考慮し、基幹となる支所機能は、7箇所程度を想定

支所機能について

(基準案)

	選定項目	内容	判定基準	基準詳細
基幹支所	施設キャパシティ	● 基幹市民センターは現状よりも利用者が増加するため、それに対応できるキャパシティとする。	● 事務室+ロビー面積 100㎡以上 ● 駐車場台数 15台以上	● 現在の各市民センターのキャパシティと比較し、一定のキャパシティを確保できる基準として設定
	交通アクセス	● 基幹市民センターには、遠方からの来庁者や車を持たない高齢者等の交通弱者を考慮し鉄道や車での交通アクセスを確保する。	● 最寄駅からの所要時間 徒歩15分以内 ● 主要幹線道路からの所要時間 6分以内	● 一般的な徒歩圏内を基準に設定 ● 主要幹線道路から3km(30km/時×6分)を基準に設定
	支所業務量	● 基幹市民センターは、これまでの業務ノウハウの蓄積や利用者への影響を勘案し、業務量の多い市民センターを抽出する。	● 支所業務量(将来推計) 256,000人分以上	● 平成50年人口推計を踏まえた平均支所業務量(将来推計)の70%を基準に設定
	地域バランス	● 選定された基幹市民センターの地域バランスを調整する。	● 地域内で重複する市民センターは、 地理的条件→業務量(将来推計) →人口(将来推計)の順とする	



縁辺部支所	交通アクセス	● 近隣に基幹市民センターがなく、交通アクセスにも乏しい地域に縁辺部市民センターを設置する。	● 基幹市民センターまでの距離 8km以上(車でのアクセスを想定) ● 最寄駅からの所要時間 徒歩15分超	● 車でも容易に基幹市民センターにアクセスできない(時速30km×15分≒8km以上)、電車でも容易にアクセスできない(徒歩15分超)ことを基準に設定
-------	--------	--	--	---

支所機能について

凡例:◎・・・効果が大きい
○・・・相当程度の効果が見込める
△・・・あまり効果が見込めない

		メリット	課題	総合評価
代替サービス	郵便局での証明書発行業務の実施	市内全域にある郵便局でも証明書発行が可能となる(対面)	郵便局への業務委託費が発生する	○
	自動交付機の設置・テレビ電話の設置	支所機能のない市民センターで証明書発行・テレビ電話による相談が可能	機器の設置費用、維持費用がかかる	△
	移動行政相談の実施	支所のない市民センターでも従前通り相談業務が実施できる	人員を派遣するための体制の整備が必要	◎
	コンビニ収納・コンビニ交付の対象拡大	市民に身近なコンビニでより多くの行政手続きが実施可能となる	委託費用の増加、セキュリティ面への懸念から利用者数が増えない恐れ	◎
	開庁時間の延長	仕事帰り等にも支所機能を利用することが可能となる	人件費等が増加しない体制の構築が必要 必要性について利用者ニーズの把握が必要(土曜開庁の中止)	△
	循環バスの導入(旧支所⇄基幹支所)	支所機能のない地域の人も基幹支所に行きやすくなる	車両の購入費・維持費、運転手等の人件費が発生する	△
	行政BOXの設置	夜間や土日祝日においても、証明書発行等の申請が可能となる	施設整備費がかかる。また発行は翌営業日以降のため効果が薄い	△
	郵送サービスの推進	遠方からでも証明書の請求・交付が可能となる	郵送サービス利用者が増えることにより、本庁の業務負担が増加する	◎
	マイナンバーワンストップサービス	自宅のパソコンからマイナポータルより申請手続きが可能となる	パソコンに個人番号カードを読み取るカードリーダーが必要となる	◎
	マイナンバーによる申請手続き簡略化	申請手続きで所得証明書や住民票の取得及び添付が不要となる	職員は所得内容等を検索及び取得する業務が増える	◎

今後の検討事項

- 基幹・縁辺部市民センターの選定
- 基幹市民センターにおけるサービス内容の詳細な検討
(人員体制、サービスの見直し、フロアレイアウト、施設改修等)
- 支所集約化に伴う代替サービスの検討
- 支所集約化についての各学区での意見交換会の開催
- 支所集約化スケジュールの検討

公民館機能について

公民館機能の検討方針

- 地域の生涯学習の場、市民の集う場として、集約せずに存続する。
- 公民館機能の存続にあたっては、社会教育に限定せず、地域がより自由かつ主体的に管理・運営できるよう、コミュニティセンター化を検討する。
- コミュニティセンター化にあたっては、複数学区を対象としたモデル事業により、業務の改善や見直し、運営ノウハウの蓄積をした上で、地域の自主的な運営を実施する。
- モデル事業以外の地域は、モデル事業の検証をふまえて将来的に自主的な運営に移行する。

公民館自主運営モデル事業

目的

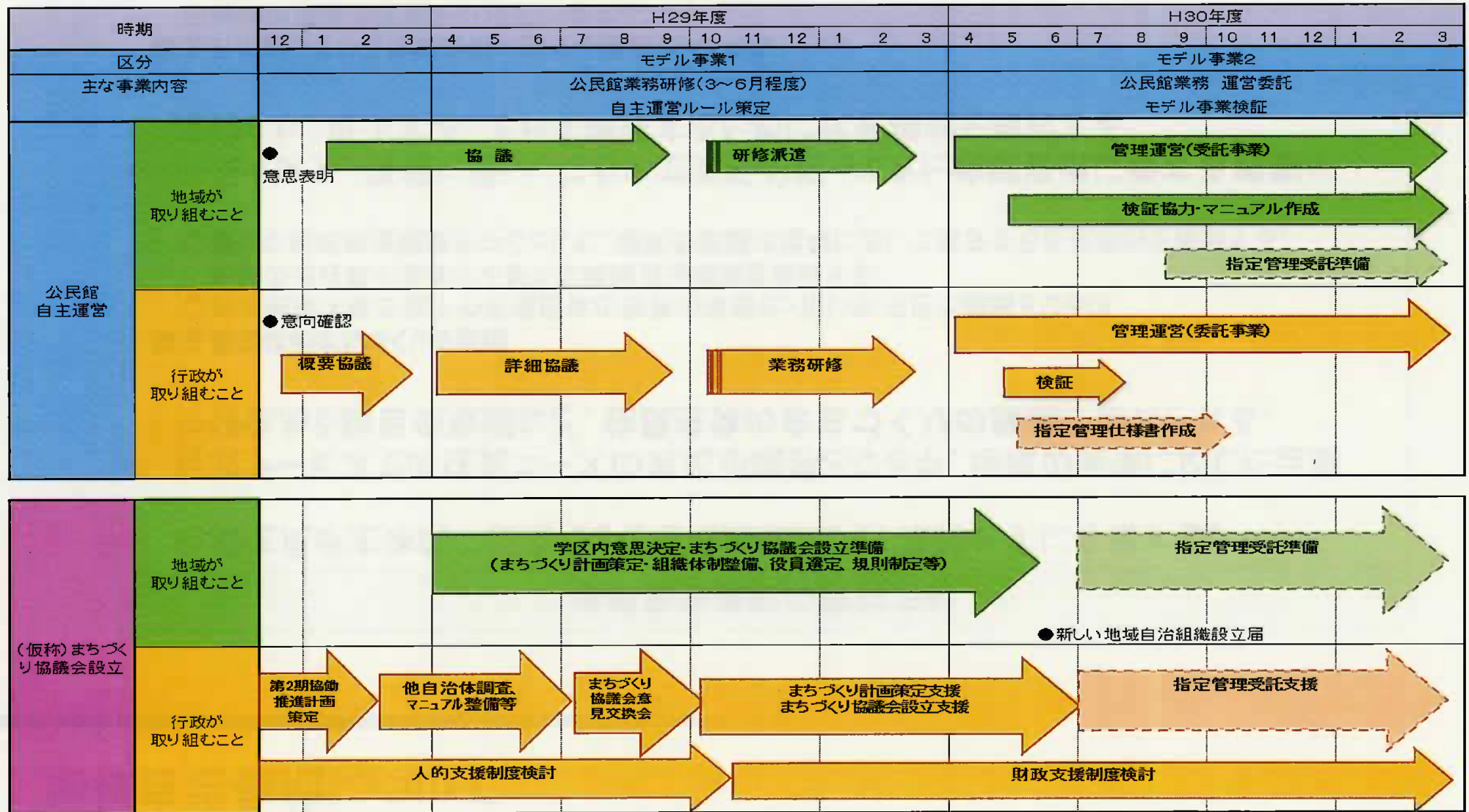
- ◆ 試行的な取組みを行うことにより、課題や効果を明らかにするとともに、その手法を学び、マニュアル化して他の地域への参考とする。

事業概要

- 地域の意向に基づきモデル事業を実施
- 公民館運営の業務研修
- 地域が主体となり公民館利用のルールを策定
- 公民館運営のマニュアル作成
- 地域が実質的な公民館運営(委託事業)
- 公民館運営の成果と課題を検証
- 検証結果に基づき地域による指定管理者制度導入

公民館機能について

公民館自主運営モデル事業・(仮称)まちづくり協議会設立スケジュール(イメージ)



地域自治機能について

地域自治機能の検討方針

- 地域住民が主体的に活動できる地域拠点として、集約せずに存続する。
- 行政サービスでの住民ニーズの対応が限界となる中、地域の実情に応じた活動や特色ある独自の取組など、**住民主体のまちづくりの展開**が期待される。
 - 住民主体のまちづくりの展開
 - 自治会加入率の低下や各種団体の会員の高齢化・担い手不足が課題となる中、地域の全住民が参加する新たな地域自治組織を検討する。
 - 新たな地域自治組織を中心として、地域の課題は地域において解決する住民自治を推進する。
- 市民センター再編に伴い、これまで支所が担ってきた**地域自治に関する機能**が集約され、低下する。それを補完するために代替機能を検討する。
 - 支所が担っている地域自治に関する機能(分掌事務)
 - 地域の実情の把握及び調査に関すること。
 - 自治会及び各種団体との連絡調整に関すること。

地域での住民主体のまちづくりの展開

～（仮称）まちづくり協議会設立の社会的背景～

① 人口構成の変化

- ・少子化：社会を支える生産人口（15歳から64歳）の減少
- ・超高齢化：地域活動の中心的年代（65歳から84歳）の増加率 < 介護保険サービスの中心的利用世代（85歳以上）の増加率

行政：税収入は減少し、支出における扶助費の占める割合が増加・・・**財政状況の悪化**

→ 地域：地域活動の**担い手が減少し、担い手の負担が増大**

②-1 働き方や雇用の変化

- ・若者の経済状況の悪化 → 生活困窮者の増加 → 社会課題の増加
- ・定年の延長 → 地域活動の中心的な担い手の減少・高齢化

②-2 世帯構成の変化（核家族化の進行、単身世帯の増加）

- ・子育てと介護のダブルケア（頼れる者が周囲になく、家族内で抱える課題や負担が増大）
- ・若者の晩婚化による単身世帯の増加 → 地域や社会とのつながりの薄い若者が増加
- ・高齢者の単身世帯の増加 → 見守り、生活支援の必要性が増加
- ・地域とのつながりの薄い若者は自治会に加入せず、生活支援の必要な高齢者は自治会を退会する傾向 → 自治会加入率低下

→ 価値観や生活スタイルが変化し、**地域のニーズや課題が多様化・複雑化**

③ 震災や災害、空き家の増加

- ・防災や防犯についての意識の高まり

→ **地域のつながり**を求める意識の高まり

④ 人口が減少し、財政状況が厳しくなる中での行政課題の変化

- ・公共施設が持つべき機能（サービス内容）や運営、維持・管理のあり方を検討する必要性

ex) 公共施設マネジメントのあり方検討、市民センター機能等のあり方検討、市立幼稚園や小中学校の規模適正化の検討

地域それぞれが個性を持った津市においては、各地域によって現状と将来像が異なるため、**地域ごとにあり方や**

→ **まちづくりの方向性を検討**する必要がある

持続可能なまちづくりを行うために、

- ① 地域を支える**担い手の多様化、連携・協力**が今まで以上に必要になる
- ② **地域の実情に合わせたまちづくりの方向性**を考えていく必要がある

地域のさまざまな人材が集まり、多様な視点でまちづくりを考え、連携・協力して活動していく組織

「（仮称）まちづくり協議会」の必要性が高まっている

地域での住民主体のまちづくりの展開

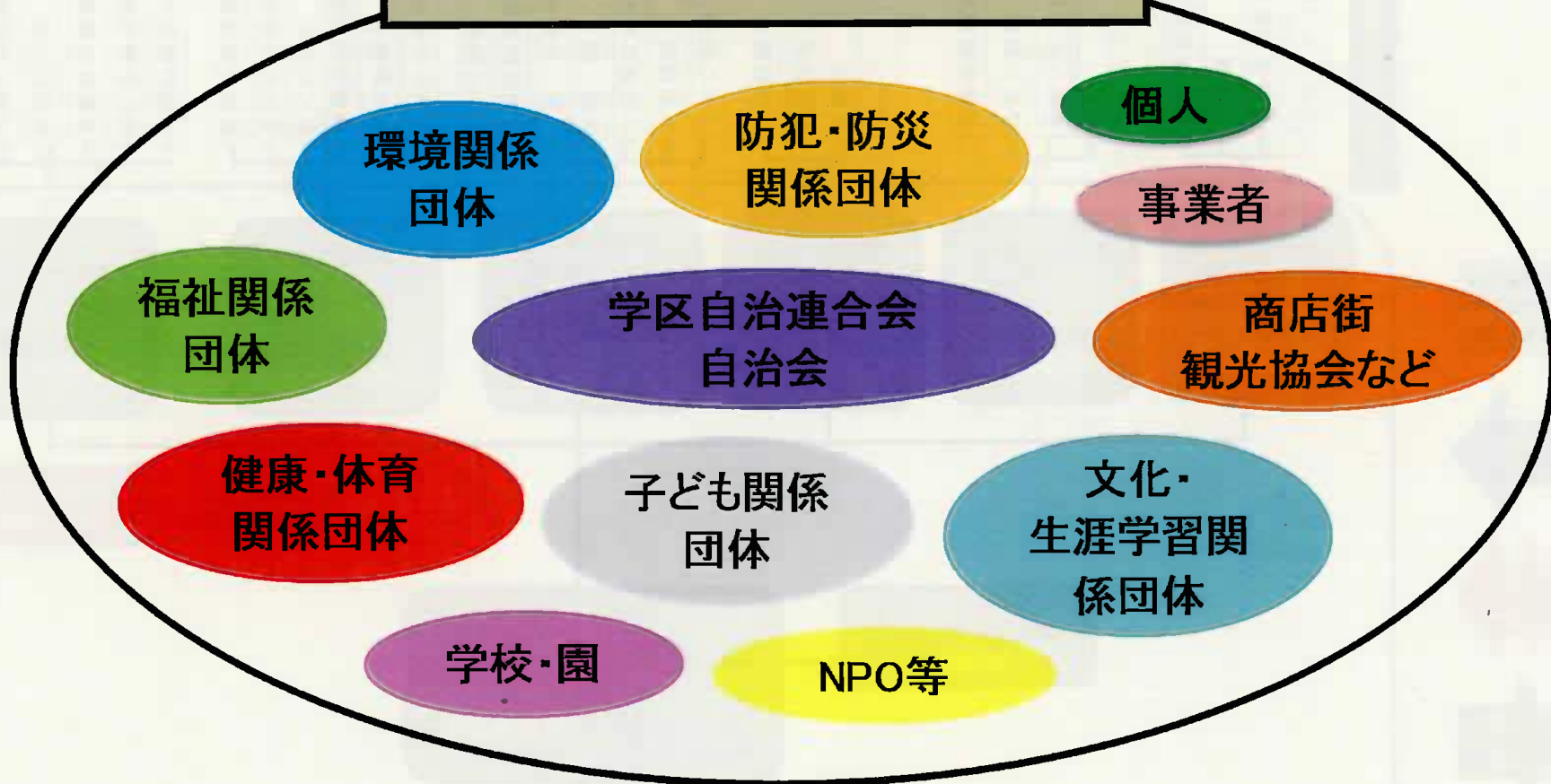
～（仮称）まちづくり協議会の主な設置目的～

（仮称）まちづくり協議会は、地域の自治会を基盤とし、協議に基づいて地域の課題は地域において解決する住民主体の住民自治組織であり、当該地域の全住民、事業所、各種団体などを包括し、当該地域を代表する組織である。

その主な目的は

- ①多様な人材がさまざまな関わり方でまちづくりに参加することで、地域の担い手を充実させる
- ②多様な人材がさまざまな関わり方でまちづくりに参加することで、誰もが地域の中で出番や役割を持ち、生き生きと暮らせるまちづくりを行う
- ③さまざまな人材が集まり、対話によって地域の合意を形成する
- ④地域の実情に合わせ、地域のニーズに応え、地域の課題を解決するための事業活動を実施することで安心して暮らせる魅力あるまちづくりを行う
- ⑤地域の多様な担い手がそれぞれ連携・協力し、協働で持続可能なまちづくりを行う

(仮称) ○○学区まちづくり協議会
構成員 例



- ◇各種団体、各法人、全住民が構成員(会員)である
- ◇各種団体、各法人、個人は独自に存在し、独自に活動を行う
- ◇各種団体、各法人はそれぞれ連携・協力してまちづくり協議会の活動を実施する
- ◇個人は誰もがまちづくり協議会の活動に参加できる

(仮称) ○○学区まちづくり協議会
組織図 例

総 会

運営委員会
メンバー例
・まちづくり協議会役員
(会長、副会長、会計、事務局長)
・各部部长

事務局
・事務局長、事務局員
・会計

事業ごとの
専門部会の例

※全住民を対象とした
活動を実施する

防犯・防災部会
<会議参加者>
(例)
・部部长
・各団体代表者

健康・福祉部会
<会議参加者>
(例)
・部部长
・各団体代表者

教育・
生涯学習部会
<会議参加者>
(例)
・部部长
・各団体代表者

地域振興部会
<会議参加者>
(例)
・部部长
・各団体代表者

環境部会
<会議参加者>
(例)
・部部长
・各団体代表者

自治振興部会
<会議参加者>
(例)
・部部长
・各団体代表者

- 自主防災組織
- 自主防犯組織
- 交通安全推進委員
- 消防団分団
- 地域安全連絡会
- 暴力団追放推進協議会
- 大津交通安全協会支部

- 学区社会福祉協議会
- 地区民生委員児童委員
- 老人クラブ
- 健康推進協議会
- 体育振興会
- スポーツ少年団

- PTA関係
- 青少年育成学区民会議
- 人権・生涯学習推進協議
- 学校・園
- 公民館利用者団体
- 文化連盟
- NPO関係

- 商店街関係
- 観光協会
- 事業者
- 個人

- 環境整備委員
- NPO関係
- ボランティアグループ
- 個人

- 学区自治連合会
- 自治会
- 地域女性団体
- ボランティアグループ

各専門部会の参加メンバーの例



大津市

- 財政支援
- 人的支援
- 活動拠点

地域での住民主体のまちづくりの展開

～（仮称）まちづくり協議会設立までの流れ～

ステップ1:学区での合意形成

- ①学区内の各種団体や法人などを含む学区内でのまちづくり協議会に関する話し合いの場の設定
- ②まちづくり協議会についての学区説明会の開催（市から説明）
- ③学区内でのまちづくり協議会設立に向けた意見交換会の開催
- ④学区内でのまちづくり協議会設立の合意形成
- ⑤学区内の各種団体や法人などの組織構成、活動内容、課題等の共有
- ⑥学区内での協議会設立の必要性（なぜ、設立するのか）の最終意思確認

ステップ2:まちづくり協議会設立準備～まちづくり計画の策定

- ①まちづくり協議会設立準備委員会の設立
- ②地域の良いところ、課題、資源の洗い出し（地域の現状把握）
- ③地域の目指す将来像や方向性の決定
- ④現状と将来像のギャップを埋めるための解決策（活動）の検討
- ⑤解決策をテーマ別に分類（防犯・防災、健康・福祉、教育・生涯学習、地域振興、環境、自治振興など）
- ⑥テーマごとの担い手の決定⇒まちづくり協議会の部会の決定
- ⑦テーマ別解決策の実行計画及び予算案の策定
- ⑧まちづくり計画の策定

ステップ3:まちづくり協議会設立手続き

- ①まちづくり協議会の会員名簿及び組織図の作成
- ②まちづくり協議会の規約の作成
- ③総会の開催－役員決定及び組織図、規約、まちづくり計画書、予算案の承認
- ④市へまちづくり協議会設立届の提出（組織図、会員名簿、規約、まちづくり計画書、予算案を添付）
- ⑤まちづくり協議会の認定（市）

地域での住民主体のまちづくりの展開

～（仮称）まちづくり協議会設立に向けた地域課題～

① 学区自治連合会との関係性

● 想定される課題

- ・学区自治連合会とまちづくり協議会が担う役割や関係性の整理

② 担い手や活動などの負担

● 想定される課題

- ・多種多様な人材の中からの、役員の選任方法
- ・各種団体等の活動や担い手の連携

※地域に依頼している行政協力等の見直し、行政内部の連携等も検討が必要

- ・新たな人材の巻き込みや担い手の育成

③ 全住民（個人）との関わり方

● 想定される課題

- ・自治会加入の有無による会員の区別化（議決権等）
- ・全住民のまちづくり協議会への参加方法

④ 財源の確保

● 想定される課題

- ・会費の有無や徴収方法
- ・一括交付金等による支援

住民主体のまちづくりの展開に併せた行政支援

～人的支援について～

目的

- 支所機能が削減された市民センターにおける行政サービスの補完
- 地域自治に関する機能の補完(エリア内の地域活動支援及び連絡調整等)

役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定期的な行政相談サービスの確保 ■ 地域の実情を把握し、地域の課題解決のための行政サポート体制の確立
エリア	<p>【エリア構成】 (保健福祉ブロック) ※自治連合会ブロックも同様</p> <p>(志 賀) : 小松・木戸・和邇・小野</p> <p>(北) : 葛川・伊香立・真野・真野北・堅田・仰木・仰木の里</p> <p>(中 北) : 雄琴・日吉台・坂本・下阪本・唐崎</p> <p>(中) : 滋賀・山中比叡平・藤尾・長等・逢坂・中央</p> <p>(中 南) : 平野・膳所・富士見・晴嵐</p> <p>(南) : 石山・南郷・大石・田上</p> <p>(東) : 上田上・青山・瀬田・瀬田南・瀬田東・瀬田北</p>
他自治体の地域支援の取り組み例	<p>本務</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 名張市:地域担当職員(管理職:一人5地区を担当)の配置 ■ 前橋市:地域担当専門員(再任用職員OB)の配置 ■ 一関市:地域ごとに地域担当職員(管理職及び一般職員)の配置 ■ 豊中市:地域ごとに地域担当職員(一般職員、嘱託職員)の配置 ■ 横須賀市:各行政センターに地域コミュニティ係(係長、一般職員、非常勤職員)を配置
	<p>兼務</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 東広島市:地域ごとに地域担当職員(管理職)の配置 ■ 東近江市:地域ごとに地域担当職員(担当課及び公募の正規職員)の配置 ■ 朝来市:地域ごとに地域担当職員の配置
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 松阪市:地域ごとに、地域づくり応援室(担当課)、地区市民センター、地域振興局及び健康推進課(保健師)、社会福祉協議会、地域包括支援センターの職員によるチームを配置 ■ 近江八幡市:市がまちづくり協議会職員の人件費(@270万×各地区1~2名分)を支出 ■ 草津市:市がまちづくり協議会職員の人件費(各地区上限3人分)を支出+市からの外部委託団体による支援+H29年度~地域担当職員(再任用:一人3地区を担当予定)の配置 ■ 大阪市:各区役所に担当課を配置+市からの外部委託団体による支援

住民主体のまちづくりの展開に併せた行政支援

～人的支援について～

エリアマネージャー及び行政相談員の創設

	エリアマネージャー	行政相談員
役割	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当学区の実情の把握及び調査(担当学区を巡回) ■ 地域と本庁(各部署)との連絡調整、相談対応 ■ 初動支所班との連携(平時における定期的な情報共有等) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ エリア内の基幹市民センター以外での移動行政相談の実施 ■ 繁忙期の基幹市民センターでの窓口業務支援
配置	<p>エリアマネージャー及び行政相談員は基幹市民センターに配置</p> <p>【エリア構成】 (保健福祉ブロック) ※自治連合会ブロックも同様</p> <p>(志 賀) : 小松・木戸・和邇・小野</p> <p>(北) : 葛川・伊香立・真野・真野北・堅田・仰木・仰木の里</p> <p>(中 北) : 雄琴・日吉台・坂本・下阪本・唐崎</p> <p>(中) : 滋賀・山中比叡平・藤尾・長等・逢坂・中央</p> <p>(中 南) : 平野・膳所・富士見・晴嵐</p> <p>(南) : 石山・南郷・大石・田上</p> <p>(東) : 上田上・青山・瀬田・瀬田南・瀬田東・瀬田北</p>	

